

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

本県の税制について専門的な見地から検討を行う場として、新たに滋賀県税制審議会を設置するとともに、関西広域連合規約の一部改正に伴い、関西広域連合が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）の規定による登録販売者試験を実施することから、滋賀県登録販売者試験委員会を廃止するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 滋賀県税制審議会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) 滋賀県登録販売者試験委員会を廃止することとします。（別表関係）
- (3) この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例について (滋賀県税制審議会の設置)

1 趣旨

本県の税制について、公平・中立・簡素の税の原則および本県の行政需要の実情を踏まえて検証を行うとともに、本県税制のあり方について、専門的な見地から審議を行う滋賀県税制審議会を設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするもの。

2 背景

地方分権が進む一方、人口減少社会の到来・少子高齢化の進行に直面している現況や、厳しい財政状況に鑑み、最小の経費で最大の効果をもたらす効率的な行政運営がいつそう求められている中、地方公共団体は、社会経済情勢の変遷により変化していく行政需要を的確に捉えた行政サービスを重点化して提供するとともに、財源の確保や受益と負担のあり方について、不断に検証していく必要があり、負担の手法の一つとして、今後の税制のあり方についても検討していくべきと考えられる。

また、税制が複雑化する中、法定外税や超過課税等の課税自主権について、公平・中立・簡素の税の原則を踏まえて活用していくためには専門的な知見が必要であること、毎年度行われる税制改正に的確に応じつつ、本県の行政需要等に見合った税制度であることを不断に検証する必要があることから、学術的・専門的な視点を踏まえた税制の検討が必要となってくる。

このため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく知事の附属機関として、本県税制のあり方について、専門的な見地から審議を行う滋賀県税制審議会を設置することとする。

3 概要

構成	地方財政、税制の専門家等 6 名以内
任期	3 年
審議事項	・ 行政需要と税財源、政策実現に向けた課税自主権の活用可能性 ・ 現行税制のあり方 ・ 地方税制度の改善 ・ その他滋賀県税制に関すること <平成 31 年度の審議項目> ・ 新琵琶湖森林づくり基本計画（平成 33 年～）の策定を見据えた琵琶湖森林づくり県民税のあり方について ・ 法人県民税法人税割超過税率および中小企業不均一課税のあり方について <平成 32 年度以降> 県全体の行政需要と税財源の議論を踏まえ、琵琶湖活用、廃棄物対策、公共交通等様々な政策分野について、審議項目とするかどうか検討・決定する。

4 施行期日

平成 31 年 4 月 1 日

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧		新			
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関		本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 知事の附属機関			
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	
省略					
滋賀県公有 財産審議会	省略				
(新設)	滋賀県税制 審議会	知事の諮問に応じて 税制に関する事項に ついて調査審議する こと。	6人以内	(1) 学識経験を有 する者 (2) その他知事が 適当と認める者	
				3年	
滋賀県文化 スポーツ部 指定管理者 選定委員会	省略				
省略					

(削除)			
省略	2および3 省略		

滋賀県登録販売者試験委員会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定による登録販売者試験の執行に関する事項について審議すること。	5人以内	(1) 薬剤師 (2) 学識経験を有する者 (3) 関係行政機関の職員	2年
省略	2および3 省略			